

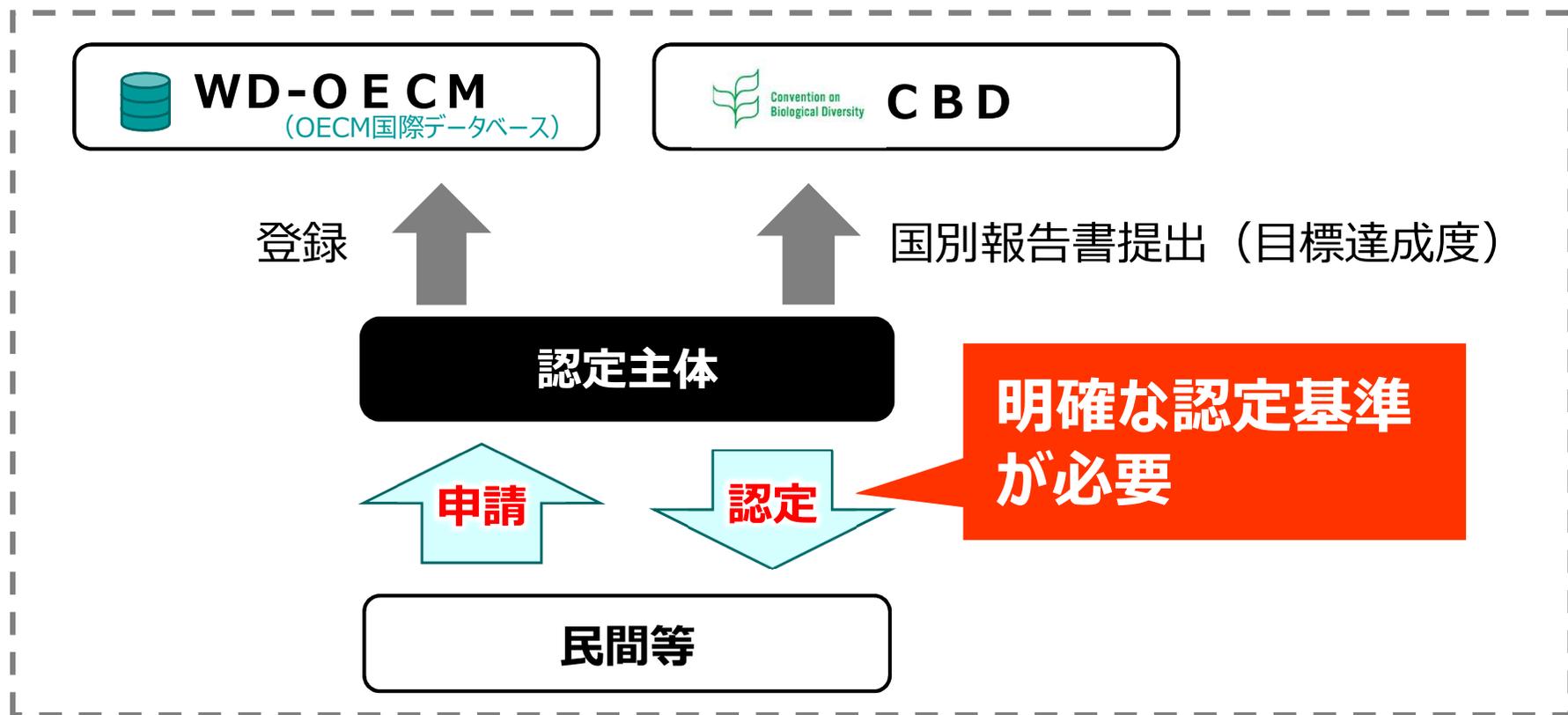
## 資料 2

# 民間の取組等によって 生物多様性の保全が図られている区域 を認定する基準の考え方について



# 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」 の 認定スキーム について

## ★認定スキームのイメージ



# OECDの国際的な定義・基準

## OECDの国際的な定義

[COP14 (2018年) 決定14/8]

保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。

(環境省による仮訳)



決定14/8 附属書Ⅲ  
OECDに関する  
科学技術的助言 で、  
OECDの基準として  
次の4点が挙げられた。

**基準 A** 保護地域として未指定 \*

OECDに関する科学技術的助言

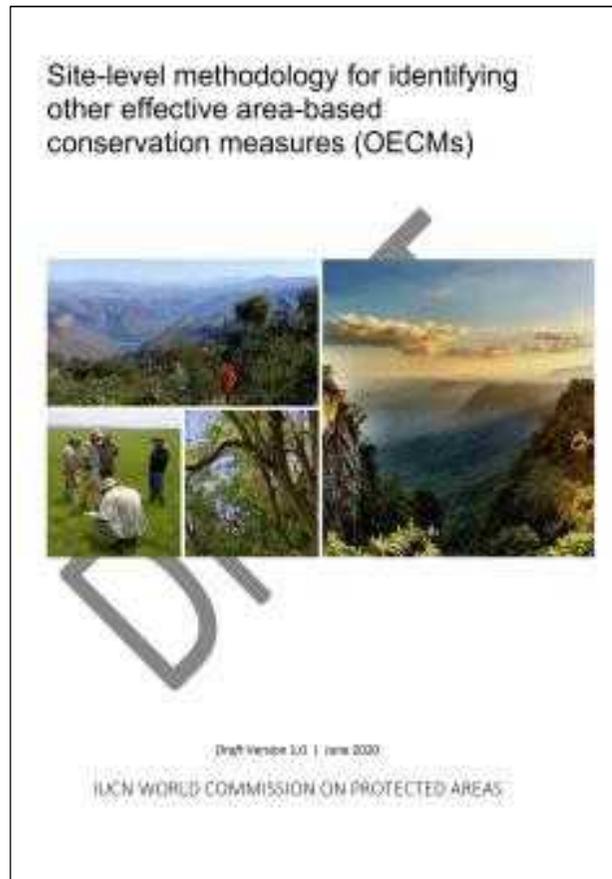
**基準 B** 統治・管理の存在  
(地理的に画定された空間、正当な管理当局、管理されている)

**基準 C** 域内保全への継続的かつ効果的な貢献  
(有効性、長期継続性、生物多様性の域内保全、情報とモニタリング)

**基準 D** 付随する生態系の機能とサービス、及び文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値

(環境省による仮訳)

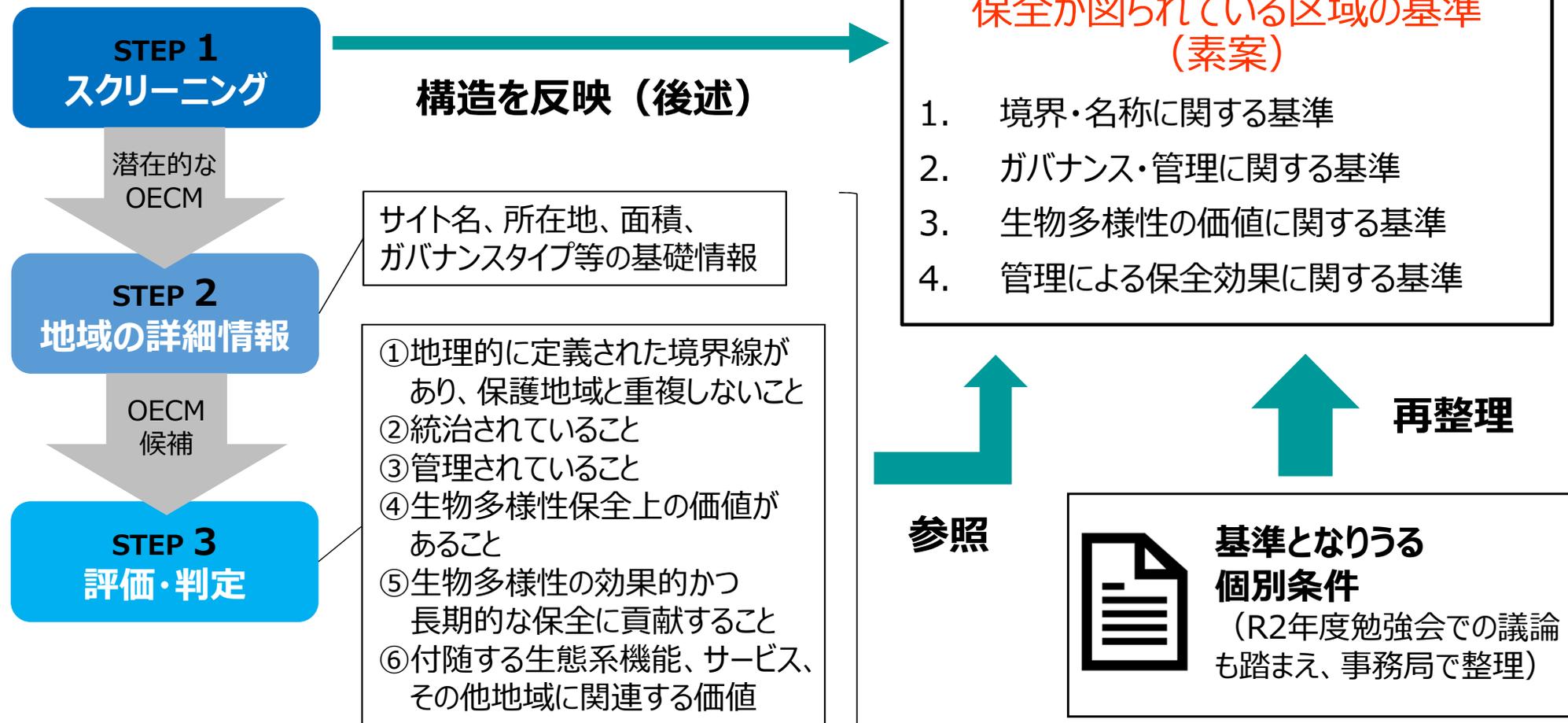
# IUCN Methodologyとは



- **潜在的なOECMを特定し、個々のサイトについてケースバイケースで評価するための方法論**として、“**Site-level methodology for identifying other effective area-based conservation measures (OECMs)**” (IUCN-WCPA Task Force on OECMs, Draft Version 1.0, 2020)が公表 (参考資料1)
- **OECMを特定するための3つのステップ**を整理
  - Step 1** : スクリーニングによる潜在的OECMの抽出
  - Step 2** : ガバナンス機関の同意取得と地域の情報整理
  - Step 3** : 判定基準に基づく該当性評価の実施

# 基準素案の検討方法

## IUCN Methodologyの記載項目



# 基準全体の構成の案

- IUCN MethodologyのStep 1に合わせることを想定

IUCN MethodologyのStep1 (スクリーニング)		民間の取組等によって生物 多様性の保全が図られている 区域の認定基準 (素案)
test 1	1.1 <u>地理的に画定された境界を持つ</u>	1. <b>境界・名称</b> に関する基準
	1.2 <u>保護地域ではない</u>	
test 2	2.1 <u>統治責任が明確</u>	2. <b>ガバナンス・管理</b> に関する 基準
	2.2 <u>管理の対象となっている</u>	
	2.3 <u>統治責任と管理の体制の持続が期待できる</u>	
test 3	3 <u>生物多様性の重要な価値を含む可能性が高い</u>	3. <b>生物多様性の価値</b> に関 する基準
test 4	4.1 <u>管理体制によって効果的な保全が期待できる</u>	4. <b>管理による保全効果</b> に 関する基準
	4.2 <u>管理体制によって長期的な保全が期待できる</u>	

# 基準全体の構成の案

項目	想定する基準内容
<b>1. 境界・名称に関する基準</b>	
1.1 <u>地理的範囲の確定と名称に関する基準</u>	正当な境界設定がなされているか、名称が付されているか、等
1.2 <u>保護区ではないことに関する基準</u>	保護地域と重複がないか（国際データベース登録時のみを想定）
<b>2. ガバナンス・管理に関する基準</b>	
2.1. <u>統治責任の明確さに関する基準</u>	正当なガバナンスがあるか、衡平なガバナンスが行われているか、等
2.2. <u>管理措置に関する基準</u>	管理内容が示されているか、管理体制に継続性があるか、等
<b>3. 生物多様性の価値に関する基準</b>	価値の高い生物多様性の特徴が根拠と共に示されているか、等
<b>4. 管理による保全効果に関する基準</b>	
4.1 <u>管理の有効性に関する基準</u>	効果的・長期的な生物多様性保全に資する管理がなされているか、等
4.2 <u>モニタリングと評価対象に関する基準</u>	定期的なモニタリングが行われているか、等

# ご意見を頂きたい事項

---

以降に示す「民間の取組等によって生物多様性の保全が  
図られている区域の認定基準（素案）」について、  
資料1に示した 我が国のOECMの役割及び  
生物多様性保全に寄与する地域（イメージ）と照らして、  
適切な項目・内容となっているか、過不足がないか、  
ご意見を頂きたい。

# 1. 「境界・名称に関する基準」と考慮事項

考慮すべきポイント	IUCN Methodology 対応する記載項目※1	
	Step2	Step3
<b>1.1 地理的範囲の確定と名称に関する基準</b>		
ア. 境界線に囲まれた区域	—	①-a
イ. 境界線の図面上の明示		
ウ. 境界線の詳細情報の明示		
エ. 区域面積の算出	e.	
オ. 境界に対する関係者の合意	—	
カ. 区域の特徴を表した名称	a.	—
キ. 境界線のGISデータ※2	c.	①-a
<b>1.2 保護区ではないことに関する基準</b>		
ア. 保護地域との重複除外※2	—	①-b

※1 「Step 2・3」列中の番号は、資料2別添に示すIUCN Methodology Step 2・3の番号に対応している。

※2 緑字は国際データベース（WD-OECM）への登録にあたって必要と考えられる基準

## 2. 「ガバナンス・管理に関する基準」と 考慮事項

考慮すべきポイント	IUCN Methodology 対応する記載項目	
	Step2	Step3
<b>2.1. 統治責任の明確さに関する基準</b>		
<b>2.1.1 統治責任の存在</b>		
ア. 土地の利用・処分に関する意思決定主体（統治責任者）の存在	g、h	②-a
イ. 統治責任者の詳細情報の明示	g	
ウ. 統治責任者の法的な正当性	—	
<b>2.1.2 統治の衡平性</b>		
ア. 利害関係者の一覧化	—	②-c
イ. 意思決定に対する利害関係者の意見機会の存在		
ウ. 反社会的勢力の不在		—
エ. 統治の衡平性に関する紛争（訴訟等）の不在	—	②-c
オ. 利害関係者を含む関係者間の意思疎通機会の存在		
<b>2.1.3 域内保全への貢献意思</b>		
ア. 生物多様性の長期的な保全に対する統治責任者の協力	—	②-d
イ. 統治責任者以外が申請する場合での統治責任者の承認		

## 2. 「ガバナンス・管理に関する基準」と 考慮事項

考慮すべきポイント	IUCN Methodology 対応する記載項目	
	Step2	Step3
<b>2.2. 管理措置に関する基準</b>		
<b>2.2.1 管理責任者及び管理措置に関する基準</b>		
ア. 管理責任者の存在、詳細情報の明示	i	③-a
イ. 管理責任者による管理権限	—	
ウ. 管理計画等の文書における管理目的の明確化	j、k	③-b
エ. 管理計画等の文書における管理措置内容の明示	—	
オ. 自然環境に負の影響を生じさせない管理措置	—	③-e ⑥-a,b
<b>2.2.2 管理体制の長期継続性に関する基準</b>		
ア. 統治責任者、管理責任者の長期継続性	—	②-b ③-b

# 3. 「生物多様性の価値」に関する基準

考慮すべきポイント	IUCN Methodology 対応する記載項目
	Step3
<b>3 生物多様性の価値に関する基準</b>	
ア. (1)～(11)のいずれかに該当すること	④-a
(1)希少種の生息生育の場	④-a-1
(2)地域において重要とされている種の生息生育の場	
(3)行政が選定する代表的な自然生態系	④-a-2、④-a-11
(4)民間等が選定する代表的な自然生態系	
(5)原生的な生態系	④-a-3
(6)生態に特殊性のある種の生息生育の場	④-a-4
(7)個体群の生活史にとって重要な場	④-a-5、④-a-6
(8)緩衝地帯としての機能を有する場	④-a-7
(9)連結性としての機能を有する場	
(10)都市域において健全な生態系を有する場	④-a-7
(11)生態系サービスを提供し、健全な生態系を有する場	④-a-8、④-a-9 ⑥-a、⑥-b
イ. (1)～(11)に関する客観的情報の有無	④-a、⑤-a

# 4. 「管理による保全効果」に関する基準

考慮すべきポイント	IUCN Methodology 対応する記載項目 Step3
	<b>4.1 管理の有効性に関する基準</b>
ア. 生物多様性の維持に必要不可欠な管理の実施	③-d
イ. 生物多様性保全と統合的な境界・範囲の設定	⑤-c
ウ. 通年の管理の実施（生物多様性の周年保全の有効性）	⑤-d
エ. 内部の脅威の特定、対策の実施	⑤-e
オ. 外部の脅威の特定、対策の実施	⑤-f
カ. 長期的な土地の管理・生物多様性の域内保全に関する 基本的考え方の明示	⑤-b
キ. 域内保全に負の影響を与える開発計画の不在	

# 4. 「管理による保全効果」に関する基準

- 生物多様性の価値に応じてモニタリング基準を変えることを想定

考慮すべきポイント	IUCN Methodology 対応する記載項目 Step3
<b>4.2 モニタリングと評価対象に関する基準</b>	
<p>ア. 生物多様性の価値が<u>希少種</u>や<u>分布限定種</u>の生息、<u>代表的な自然生態系</u>に関するものの場合、以下の両方を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定期的なモニタリングの実施（5年に1回程度を想定）</li> <li>• モニタリング結果の外部評価</li> </ul>	③-c、⑤-g
<p>イ. <u>アに示したものの以外</u>の生物多様性の価値の場合、以下を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 場の状態を維持する管理措置 (定期的巡回や管理目的に応じた措置)</li> </ul>	⑤-g